

## 第2回 倫理委員会 有識者懇談会 準備会合 議事要旨 (2021年7月29日)

### I 日時：

2021年7月29日(木) 10:00~12:00

### II 場所：

オンライン会議 (一部参加者は日本公認会計士協会より参加)

### III 出席者：

#### ○ 有識者懇談会メンバー

(五十音順・敬称略)

八田進二(議長)、青克美、井上隆、梅津光弘、遠藤元一、大野和人、佐藤淑子、  
前原康宏、弥永真生、西山香織(オブザーバー)

#### ○ 日本公認会計士協会

手塚正彦(会長)、小倉加奈子(副会長)、高濱滋(委員長)、樋口誠之(副委員長)、  
山田雅弘(副委員長)

### IV 議事要旨：

#### ディスカッションポイント1 (5年辞任ルールの導入)

2021年4月に公表された報酬に関する IESBA (国際会計士倫理基準審議会) 倫理規程の改正案では、社会的影響度の高い事業体 (PIE) の監査においては、報酬依存度が5年連続で15%を超えた場合、例外規定の適用がない限り、監査人を辞任する必要が生じるとされる。当該規程の日本の倫理規則への導入に当たり、以下の点について議論を行った。

- ① 5年辞任ルールの同意主体は、IESBA 倫理規程では「規制当局又は職業会計士団体」となっているが、日本公認会計士協会がこれを担うことでいかがか。
- ② 日本公認会計士協会において同意の判断を行う場合、主として会員以外で構成される組織体において、これを行うこととしたいが、いかがか。

#### 【主なご意見及びご質問に対する回答】

- 5年辞任ルールの同意主体は、自主規制団体である日本公認会計士協会とすることに賛成する。
- 今回の報酬依存度に関する規定は、業界団体の自主的な相互監視を目的としながら、

会員がこれに同意した上で導入する業界ルールという位置づけと考える。

- 公共の利益に鑑み、監査に対する信頼性の観点からも、職業団体である日本公認会計士協会が、自主的に倫理的な観点から規定を定め、運用することに賛成する。
- 例外措置に関する判断の公平性を担保するために、「主として会員外で構成される組織体」を組成することに賛成し、そうあるべきであると考えている。
- 構成員の過半数を外部の利害関係者とするのは適切と考える。
- 規則に対する対策としてこれを避ける行動、例えば不必要な M&A 等が起こらないとも限らないため、自主規制として、公共的な観点から過半数を会員外の利害関係者とする組織体が注視する等の対応を行っていただきたい。
- 例外措置の判断の拠り所となる考え方を整理することが重要である。すなわち、「公共の利益」は信頼性の高い監査業務を実施することと考えられるが、例外措置はそれを害することのない限定的なケースとすることが適切である。
- 本組織体は諮問機関であり最終的な判断は別途行われるのか、または最終的な判断まで行うのか、位置づけを整理することが適切である。
- 15%を超えると独立性の阻害要因となる理由を把握したい。

(ご質問に対する回答)

- IESBA 倫理規程 410.14 A1 では、報酬依存度が高い場合、監査人側がその契約を失うことへのおそれが阻害要因を生じさせる背景があることから、自己利益の阻害要因と不当なプレッシャーを受ける脅威が生ずると解説されている。なお、15%というラインを超えることで明確な脅威が生じるか、脅威が高まるのかについては、明確な又は実証的な調査は行われていない。ヨーロッパでの同ルールでは 15%、英国では 10%という実務慣行から、15%という数値になったと考えられる。
- 「compelling reason」を「やむを得ない理由」としているが、「説得力のある理由」の方が適切ではないか。
- 「依頼人の事業の内容及び所在地に鑑みて」とあるが、判断基準については、公平かつ厳格な運用の中で定める必要があり、「事業の内容」とはどのようなものなのか、例えば複雑な会計処理を要するような保険業等のことを指すのか、それとも事業セグメントを多数有している会社を指すのか等を明確にしていく必要がある。
- 「所在地」については、我が国は諸外国に比較して比較的短時間で移動可能であることに加え、コロナ禍を背景としてオンライン会議が促進されており、該当する事例は

ないのではないかと考える。例外措置は、可能であれば限定した方がよい。

- 実際に例外措置に該当する事例はほとんどなく、代替する会計事務所等は存在すると考える。むしろ「やむを得ない事情」には、経済的な切迫性が含まれると考える。すなわち PIE との監査契約が、会計事務所等の大きな収入源となっており、契約の解除により経営が成り立たなくなることが想定される。しかしながら、例外措置を毎年無限に繰り返すと、制度趣旨が没却されてしまうため、一定程度の歯止めは必要と考える。例えば5年超過後1度までは例外措置の適用が可能とするなど、制限を設けることが適切と考える。
- 例外措置については、公共の利益の観点から検討されるべきであるため、倫理規則として、経済的な理由よりも公共の利益が優先されることを、明示的に定めることが適切である。
- 報酬依存度が15%を超える PIE を監査業務の依頼人とする会計事務所等に対して、日本公認会計士協会が、適切な監督等を通じて競争力を高める取組みを行うことが適当である。
- 報酬依存度が独立性の阻害要因となるという考え方よりも、被監査会社から直接経済的利益を受けることで、監査人の経済的独立性が阻害されているということが、公認会計士監査制度開始以来議論になっている。エンロン事件後は、監査人への報酬の支払い形態を変えるべきであるという意見も出ており、5年辞任ルールの適用により、現行の260法人を超える監査法人を有する日本の場合が、最も影響を受けることが予想されるため、報酬のルールよりも、国を挙げて先に考えるべきは支払い形態の方ではないかと考えている。

## ディスカッションポイント2 (Non-PIE)

改訂版 IESBA 倫理規程では、Non-PIE（社会的影響度の高い事業体に該当しない事業体）に対する報酬依存度が、5年連続して30%を超える場合、セーフガードとして意見表明前レビュー又は意見表明後レビューの実施が求められる。これに関し、以下の点について議論を行った。

- 倫理規則の改訂後も、PIE に対する監査業務については、主として品質管理レビューによる確認を行うが、Non-PIE に関しては特段の監視は行わないこととし、社会的影響度の観点から、引き続き、PIE に対する監査業務の監視に注力することを考えているが、いかがか。

### **【主なご意見】**

- PIEを担当する会計事務所等の数は多いようであるため、引き続き PIE に対する監査業務の監視に注力したとしても、監視の十分性は保たれると考える。
- PIE に対する監査業務の監視に注力することは同意するが、Non-PIE の範囲に、比較的风险が高い信用金庫や信用組合等の金融機関が含まれる可能性があるため、これらに対する監査業務の監視は必要と考える。
- 社会的影響度の観点から、PIE を中心に対応することで結構だが、Non-PIE の中に金融機関が含まれる場合は、金融システム全体へのリスクを考慮し、監視の対象に含めても良いと考える。
- PIE に対する監査業務の監視に注力することを表明することにより、日本公認会計士協会が Non-PIE の監視を行わないと誤解されることがないように、公表する際に留意することが適切である。

### ディスカッションポイント3（監査役等とのコミュニケーション）

現行倫理規則では、報酬依存度について監査役等とコミュニケーションすることを求めているが、改訂版 IESBA 倫理規程では、監査報酬及び非監査報酬についても新たに監査役等とのコミュニケーションを求めている。これに関し、以下の点について議論を行った。

- 監査役等とのコミュニケーション項目の拡大は、会計事務所等の独立性に関して、監査役等の評価に資する情報を提供することを目的としているが、何か想定される課題や懸念はあるか。

#### **【主なご意見】**

- 監査人側から監査役等に対して、独立性に関する情報を提供することは、奨励されるべきであると考ええる。
- 報酬依存度は、監査人側の倫理規程である一方、監査役等側においても、監査人の独立性を判断する根拠となり得ることから、両者のコミュニケーションにおける適切な要素であると考ええる。情報提供の観点からの懸念点はあまり感じられない。むしろ、積極的にコミュニケーションを行うことが重要である。
- 報酬依存度を中心にコミュニケーションを拡大する趣旨と考えたが、これらは投資に直接関連する情報とは異なるため、資本市場からの注目としては、監査役等が果たした役割を説明する方が重要と考える。導入には賛成するが、あまりに詳細な規定となると、その趣旨が資本市場に伝わらない可能性がある。

- 報酬額の決定権を監査役が持っているということから見て、報酬依存度に関して意見を言うことは利益相反になるのではないかと危惧している。また残念ながら、監査役の質が必ずしも一律ではないという意見があり、今後、監査役自体の品質の保証が求められる。

#### ディスカッションポイント4（報酬関連情報の開示）

金融審議会のディスクロージャーワーキンググループの報告書(平成30年6月28日)において、「監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額・業務内容が我が国でも開示されるべきである。その際、監査業務と非監査業務に区分したネットワークベースの報酬額・業務内容については、企業側の負担も考慮し、重要性も考慮しながら記載すべきである。」と提言されており、開示府令が改正されている。

これを踏まえた場合、連結子会社及び非連結子会社からの監査報酬及び非監査報酬の開示について、以下の2案のいずれが適切か議論を行った。

- A案：IESBA 規定をそのまま導入し、連結子会社及び非連結子会社に係る全ての報酬を開示する。(重要性の基準は設けない。)
- B案：IESBA 規定をそのまま取り入れるのではなく、重要性を考慮した現行基準の開示を踏襲する。

#### **【主なご意見】**

- A案に賛成する。倫理規則であるため、原則論をしっかりと打ち出す方がよい。依頼人側の負担を考慮することも考えられるが、監査に対する信頼性の確保が目的であるにもかかわらず、重要性の判断を許容することにより、恣意的に重要性の判断が緩められる可能性があることが懸念される。
- B案に賛成する。開示について関係官庁に働きかけるということは、あってはならない。依頼人側に新たな開示規制を設けることなく、重要性を考慮する現行の開示規制を前提とした上で、今回倫理規則の改訂で求められることになっている事項を検討し、依頼人による開示がない事項は、会計事務所等側で開示することが適切と考える。
- B案に賛成する。開示情報の充実の目的は、財務諸表利用者の投資判断に資する情報を提供することにあるため、重要でない情報の開示は、利用者による適切な情報の取得を妨げかねない。
- B案に賛成する。全ての報酬を開示することが規定の趣旨ではなく、監査業務と非監査業務にどのように報酬が振り向けられており、独立性の阻害要因に繋がるか

を開示する趣旨と理解する。依頼人によっては、自主的に任意に非連結子会社の報酬を把握し公表することは可能であると考え。ただし、それ以外の依頼人に対しては、開示に係る負担を課すことになるとともに、開示そのものが目的化してしまう可能性がある。

- 監査役等は、報酬関連情報の内容を踏まえて監査人の独立性を評価・判断すべきものであるため、その判断結果を監査役等の取組みの中で開示する方法も考えられる。
- IESBA 倫理規程を導入した諸外国と比較して、我が国だけが適切な理由なく開示されない情報がないように、導入の検討を進めていく必要がある。関係官庁とのコミュニケーションを行うことは結構だが、依頼人側で行うべきこと、監査役等側で行うべきこと、監査人側で行うべきことについて、あらかじめ決めつけた議論ではなく、制度全体の観点から丁寧な議論を行い、適切な結論を模索するべきであると考え。

#### **ディスカッションポイント5（報酬関連情報の開示）**

報酬関連情報の開示に関し、以下の点について議論を行った。

- ① 報酬関連情報の開示は、監査報酬及び非監査報酬の開示については依頼人が、報酬依存度については会計事務所等が行うことが適切と考えるが、いかがか。
- ② 依頼人及び会計事務所等による開示について、その実効性を担保するため、法令等で開示規定等を定めることが適切と考えるが、いかがか。
- ③ 報酬関連情報に関して、依頼人が情報を捕捉するためのプロセスを確立する上で、課題又は懸念等はあるか。
- ④ 監査事務所等が報酬関連情報の開示を行うことが適切と考えられる場合、監査報告書において記載することが適切と考えるが、いかがか。

#### **【主なご意見】**

- ①について、依頼人側だけに開示を求めることは困難であることは理解するが、財務諸表利用者としては、依頼人による開示情報と監査人による情報とを結び付けて理解することは難しい。監査人側で開示がされるのであれば、依頼人が注記すること等によって関連付けることが考えられるが、関連する開示が別媒体で行われると把握しづらい。
- ②について、非連結子会社に関する報酬を含めて開示することは、状況によって

依頼人の負担が重くなる可能性がある。また、会社法において、公認会計士法上の大会社等か否かで会社を切り分けて、会社法施行規則や会社計算規則で、別建てで規定することは、かなり複雑になると考えられるため、法務省との意見交換等も含めて検討することが適切である。

- ②について、法令等への働きかけの趣旨は理解できるものの、可能な限り自主規制において開示をすることが適切であり、その方が、監査に対する信頼性が高まると考える。
- ④について、監査報告書が電子媒体として提供されるのであれば問題ないが、財務諸表利用者の利便性を踏まえると、ウェブサイトに記載する方法も適切と考える。
- 報酬関連情報の開示は、飽くまで日本公認会計士協会の倫理規則の中で会計事務所等への規律として考えるべき問題である。
- 諸外国で Non-PIE に該当する会社が日本では PIE に該当する場合があります、こうした会社に PIE に対する規制の対象とすることが適切かどうかについては、慎重に検討した方がよい。例えば、負債総額により PIE に該当する会社に、今回提案されている規定を適用するのか、PIE の範囲について、再検討いただきたい。
- 昨今、非財務情報に対する業務が増加していると考えますが、例えば環境やガバナンス関連等の非財務情報に対する業務の報酬がどの程度になっているかについて、関心が高まっている。

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp

以 上